小林　秀雄　小林　弘　松井　乾　松浦　猛　松坂眞喜郎
小林　文治　児山　長治　松下　均　松田　眞澄　松久　公
齋藤　清治　齋藤　寛一　松本　芳之　三池　善一　三浦平四郎
酒井　正男　齋藤　周子　三浦　正巳　三品　正彦　水谷　清孝
向山　一保　坂田　幸男　水野　一也　溝口　邦男　嶺　正年
佐々木　浩　迫　勲六　三宅　嵩　宮永　醇一　宮澤　歳男
佐藤　正俊　佐藤甲子朗　宮崎仁三郎　宮脇　太郎　村井　清
鞘野　正敏　佐野　清文　宮永　醇一　村上　正春　村瀬　光一　村田　悦子
椎崎　恒夫　佐野　秀男　村上　正春　村松　慶弘　目黒　祐三　元長　喜一
塩見　惇一　塩澤　剛一　村松　慶弘　目黒　祐三　森川　久　森崎　甚藏　森永　武雄
柴田　精一　志間　稔甫　森川　久　森崎　甚藏　山内　繁　山岸　靜男　山口　幸夫
清水　恭二　清水　定　山内　繁　山岸　靜男　山下　博文　山路　邦男
志村　行三　志茂　武弘　山崎　道男　山下　博文　山田　勲　山田　延雄
庄司　誠發　下野十二滿留　山崎　道男　山田　勲　山田　理代　山本千之助
白川　一誠　上瀬　敏也　山田　理代　山本　省一　山本　眞　山脇　泉
末房　弘人　菅原　八郎　山本　省一　山本　宏雄　山森　章治　吉川　源
鈴木　儉　鈴木彦太郎　山本　宏雄　湯本　隆英　横山　茂彦　米山　俊博
添田　光義　鈴木やよひ　湯本　隆英　吉村　敬一　米田　久　渡邊　聰
高木平四郎　曽我　登　吉村　敬一　若林　憲秀　渡邊　蕨　渡邊　春治
高野　實　高尾　近延　若林　憲秀　瑞宝双光章を授ける（各通）
高橋　安彦　高梨　濱吉　瑞宝双光章を授ける（各通）　佐々木政衛　佐藤　勝雄　嶋田　博
高村　俊二　高橋　五郎　佐々木政衛　佐藤　勝雄　菅野　新一　高橋　正次　中村　武夫
田代　武士　高橋　幸男　菅野　新一　高橋　正次　西村千代吉　丹羽　速次　藤田　喜悦
舘　増男　竹田　好弘　西村千代吉　丹羽　速次　舟山　紀隆　星　政信　丸田　清
谷岡　肇　田島　通夫　舟山　紀隆　星　政信　柳澤　正一
大宮司敏晴　田中　忠雄　柳澤　正一　瑞宝単光章を授ける（各通）(以上11月1日)
筑瀬　政治　玉津　正幸　瑞宝単光章を授ける（各通）(以上11月1日)　本邦駐箚ポリビア多民族国特命全権大使　ルイス・マサハル・ヒガ・トゥルタ
角田　始　近松　光男　本邦駐箚ポリビア多民族国特命全権大使　ルイス・マサハル・ヒガ・トゥルタ　旭日大綬章を贈与すゐ（11月十五日）
富樫　建郎　千葉　功　旭日大綬章を贈与すゐ（11月十五日）
戸田　文芳　土屋源左衛門　旭日大綬章を贈与すゐ（11月十五日）
豊田　秀夫　寺門　操　東郷　主馬
中島　幸正　徳永　伯一　徳本　忠司
中原　弘之　戸塚　英二　冨塚友二郎
長澤　憲和　中井　和夫　中島　徳治
並木幸次郎　中西　美吉　仲畑　久義
灘本　覺　中山　一郎　長尾壽三郎
西垣　稔丸　長瀬　光雄　長山　昌弘
二宮　一夫　新家喜代治
野入　雅之　西山日吉郎
野口　章　根耒　則雄
長谷川　強　長谷川幸七
花牟禮國夫　羽成　淳
早田　静男　飛澤　甲
原島　久　平栗　繁夫
平出現一郎　廣瀬　豊久
廣幸　乙彦　廣瀬　富雄
吹田　次敏　福　義直
福田　實　藤岡　幸友
藤田　均　藤田　幸友
古江　誠一　古川　健治
古田　芳惠　細川　一郎
本庄　茂道　本田　一嘉
牧田惣一郎　増田喜子雄
前田　淑郎

官　庁　報　告

官庁事項

薬事法施行規則第85条第3項第3号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令に基づき登録講習機関を公示する件

薬事法施行規則第85条第3項第3号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令（平成16年厚生労働省令第62号）第3条第1項の規定に基づき、登録講習機関の氏名又は名称及び住所、登録講習機関が行う総括製造販売責任者講習等の区分並びに当該登録した日を公示する。

平成25年2月22日　厚生労働大臣　田村　憲久

登録講習機関の氏名又は名称	登録講習機関の住所	登録講習機関が行う総括製造販売責任者講習等の区分	登録をした日	備考（講習業務を行う事業所の名称及び所在地）
財団法人医療機器センター	東京都文京区本郷3―42―6 NKDビル	薬事法施行規則第85条第3項第3号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令（平成16年厚生労働省令第62号）別表「一　規則第八十五条第三項第三号に規定する講習」	平成25年1月30日	記載なし
公益財団法人総合健康推進財団	東京都千代田区内神田3―3―4	薬事法施行規則第85条第3項第3号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令（平成16年厚生労働省令第62号）別表「一　規則第八十五条第三項第三号に規定する講習」	平成25年1月30日	名称　財団法人公益財団健康推進財団九州支部 所在地　熊本県熊本市中央区保田窪1―10―38

労　働

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

中央労働委員会の、北海道区域の労働者を代表する地方調整委員である中澤邦彦氏の任期が平成25年4月30日をもって満了するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の2第4項の規定により準用する同令第20条第1項の規定により、資格のある労働組合は、下記により、労働者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。

平成25年2月22日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦者資格　上記の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の3第2項に規定する特定独立行政法人職員若しくは国有林野事業職員が結成し、若しくは加入する労働組合又は2以上の都道府県にわたって組織を有する労働組合であって、同法第2条及び第5条第2項の規定に適合するものであること。

2　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。

なお、当該労働組合が、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書を併せて添付すること。

4　推薦書類の提出期限　平成25年3月25日

5　推薦書類の提出先　厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室　（〒100―8916　東京都千代田区霞が関1―2―2中央合同庁舎第5号館）

皇室事項

認証官任命式

二月十九日午後七時二十分、宮中において、特命全権大使加藤文彦、同鈴木敏郎、同小川和也及び特命全権公使宮島昭夫の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇皇后両陛下は、二月二十一日ノルウェー国王陛下の御誕生日につき、同月二十日御祝電を発せられた。

御答電

天皇陛下から一月十六日サウジアラビア国二聖モスクの守護者国王く発せられた御見舞電報に対し、二月八日御答電があった。